

第 14 回 国家への自由

今回は、国民が政治に参加する権利である能動的権利（参政権）について、考えます。

今回扱う参政権は、これまでで扱った自由権や前回に扱った社会権とは、人権の性質が大きく異なります。国家と個人との関係性がそもそも異なります。具体的には、どのように異なるのか、しっかりと理解しましょう。

1. 参政権

- ・ 国民が、主権者として国の政治に参加する権利を参政権という。公務就任権（公務員となる資格）も広義の参政権に含まれるが、参政権で特に問題になるのは、公職の選挙権と被選挙権である。
- ・ 選挙権の法的性格については、選挙人としての地位に基づいて公務員の選挙に関与する公務とみるか、国政への参加を国民に保障する権利とみるかについて、争いがある。通説は、公務としての側面と権利としての側面とをあわせもつと解している。
- ・ 近代選挙法の基本原則として、普通選挙の原則、平等選挙の原則、自由選挙の原則、秘密選挙の原則、直接選挙の原則の 5 つが挙げられる。
- ・ 国民の選挙権またはその行使を制限することは原則として許されず、また、制限するにはやむを得ないと認められる事由がなければならない（在外国民選挙権訴訟最高裁判決（最大判平成 17 年 9 月 14 日民集 59 卷 7 号 2087 頁））。

2. 議員定数不均衡事件最高裁判決（最大判昭和 51 年 4 月 14 日民集 30 卷 3 号 223 頁）

- ・ 現行の公職選挙法上、1 人 1 票の原則は保障されているが、各選挙区の議員定数の配分に不均衡があり、有権者数との比率において、各選挙人の投票価値に不平等が生じている。
- ・ 1972 (昭和 47) 年 12 月 10 日に行われた衆議院議員選挙の千葉県第 1 区の選挙に関して、同選挙区の選挙人 X は、公職選挙法 204 条に基づき、同選挙を無効とする判決を求めて提訴した。その無効理由として、選挙当時の公職選挙法別表第 1、同法附則 7 項ないし 9 項の規定による各選挙区間の議員 1 人当たりの有権者分布表比率は最大 4.99 対 1 に及んでおり、これは、一部の選挙区の国民を不平等に扱ったものであり、日本国憲法 14 条 1 項に反すると主張した。第 1 審（東京高判昭和 49 年 4 月 30 日行集 25 卷 4 号 35 頁）は、議員定数の不平等が容認できない段階ではないとして棄却したので、X は上告した。
- ・ 最高裁判所は、(1) 投票価値の不平等が、国会において通常考慮しうる諸般の要素を斟酌してもなお、一般的に合理性を有するとは到底考えられない程度に達しているときで、かつ、(2) 人口の変動の状態を考慮して合理的期間内における是正が憲法上要求されていると考えられるのに、それが行われない場合には違憲となるという基準を示したうえで、当該選挙は、選挙の平等の要求に違反し、配分規定は全体として違憲の瑕疵を帯びると判示しながらも、選挙の効力については、選挙を全体として無効にすることによって生じる不当な結果を回避するために、行政事件訴訟法 31 条に定める事情判決の法理を援用し、選挙を無効とせず違法の宣言にとどめる判決を行った。

これで、前期の憲法の講義を終えます。期末試験まで時間がありますので、これまで学習してきた憲法総論と人権論について、しっかりと復習しておきましょう。

後期は、引き続き、憲法の統治機構論について検討していきましょう。